

処分又は裁決の理由を明らかにするための方策についての主な論点

1 処分又は裁決に関する理由の説明

処分又は裁決に関する理由の説明を求めるために、民事訴訟法第149条の釈明権等のほかに、行政訴訟に独自の制度を設ける必要があるか。

2 処分又は裁決に関する記録等の提出

(1) 提出を求める対象は、どのようなものを考えるべきか。その特定についてはどのように考えるか。

例えば、当該事案についてした調査の結果にかかる調書その他の当該処分又は裁決の原因となる事実を証する資料一切を対象とすることはどうか（不利益処分の場合につき行政手続法第18条第1項参照）。

(2) 行政側が提出を拒むことのできる事由について、どのように考えるか。

処分又は裁決に関する記録等の提出を求める制度を、文書提出命令のような証拠調べの制度として考える場合のみならず、釈明処分の一つとして考える場合であっても、提出された記録等は裁判の資料となるから、民事訴訟法において文書提出命令の提出義務の例外として定められている事由（民事訴訟法第220条4号ロ「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」など）があるときは、行政側が記録の提出を拒むことができるものとするべきではないか。

(3) 行政側が記録等の提出を命ぜられた場合に、提出を拒むことのできる場合に当たるとしてその提出を拒むための手続について、どのように考えるか（民事訴訟法第223条第3項ないし第7項参照）。記録等の提出を命ぜられたことに対する何らかの不服申立手続が必要か。不服申立てを認める場合には、その手続と審理の迅速化の要請との関係についてどのように考えるか。